

船舶事故調査報告書

令和4年3月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和3年4月18日 13時40分ごろ
発生場所	山口県山口市草山埼灯台東北東沖 草山埼灯台から真方位069° 880m付近 (概位 北緯33° 59.3′ 東経131° 26.9′)
事故の概要	プレジャーボートHAYAMA IIは、航行中、転覆した。
事故調査の経過	令和3年8月19日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート HAYAMA II、0.2トン（登録長3.60m）
船舶番号、船舶所有者等	291-44951山口、国立大学法人山口大学
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船外機濡損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約12m/s、視界 良好 海象：波向 南西、波高 約1.0m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、山口大学体育会ヨット部（以下「本件ヨット部」という。）所属のヨット2隻（以下「本件ヨット」という。）を伴走する目的で、山口市巾道湾の湾奥にある艇庫から出航し、本件ヨットの後方につき巾道湾の外まで航行した後、大きく左に旋回して巾道湾の湾口に戻った。</p> <p>本船は、本件ヨットの1回目の帆走が終了したので、巾道湾の湾口中央付近で船首を北方に向けて、船長が船尾部の左舷寄りに、また同乗者が船首部の左舷寄りに腰を掛けて、船体が左舷側に傾斜した状態で漂泊していた。</p> <p>本船は、本件ヨットが沖に向けて帆走を開始したので、急いで本件ヨットに接近する目的で、船長が、船外機の回転数を約1,000から約2,000rpmまで一気に上げて、右手に持ったチラーハンドルを左舷側一杯に引いて右旋回したところ、左舷側への傾斜が増大し、船首が東方を向いた際、右舷方から波を受けて左舷側へ転覆した。</p> <p>船長及び同乗者は、海に投げ出され、本船を復原させたものの半水没状態だったので船上で救助を待つこととし、約10分後に本件ヨットに救助され、また、本船は、風波に流されて巾道湾東側の岩場に乗り揚げた。</p> <p>本件ヨットの乗船者は、本事故発生を海上保安庁に通報した。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、出航前に、インターネットで風速、波高等を確認すると</p>

	<p>もに、目視で沖合の波の状態等を確認し、航行に支障はないと思った。</p> <p>船長は、本事故時、大きな波を受けるとは思わず、本件ヨットに注意を向けて操船していた。</p> <p>本件ヨット部は、令和2年11月に本船の運用を開始し、船長は、3～4回操船した経験があり、本船の前に操船していた、船体の全周にゴムの浮体を取り付けた小型船舶の方が安定性に優れていたと思っていたが、本船も前に運用していた同船舶と同じように急発進等させていた。</p>
分析	<p>本船は、船長及び同乗者が左舷側に寄って座り左舷側に傾斜した状態で漂泊中、船長が、本件ヨットに接近する目的で急発進して右旋回したところ左舷側への傾斜が増大し、船首が東方を向いた際に右舷方から波を受けたことから、左舷側に転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、船長及び同乗者が左舷側に寄って座り左舷側に傾斜した状態で漂泊中、船長が、本件ヨットに接近する目的で急発進して右旋回したところ左舷側への傾斜が増大し、船首が東方を向いた際に右舷方から波を受けたため、左舷側に転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>本件ヨット部は、本事故後、同種事故再発防止のため以下の対策を検討し、所属部員に周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風が強く、波が高い時は、必ず3名以上が乗船し、本船のバランスを考慮した乗船位置とすること。 ・ 本船を旋回させる時は、波向に注意し、急発進しないこと。 ・ 風速10m/s以上の時は、出航を見合わせ又は帰航させること。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、ミニボートに類するような小型の船舶を操船する場合は、バランスを考慮した乗船位置とし、急な発進及び旋回を避け、波向に注意して操船すること。